

障害者の雇用を支援するための施策

障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用率制度に基づく事業主への雇用率達成指導や、障害特性等に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施に加え、次のような雇用支援策を実施することにより、障害者本人や障害者を雇用する事業主を支援する。

1 「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり（障害者試行雇用事業）

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、障害者を試行的に雇用する機会を付与し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

※18年度 6,000人（17年度 6,000人）

2 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

知的障害者や精神障害者など職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、きめ細かな人的支援（*）を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。

*主な支援内容

- 障害者向け…職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援 など
- 事業主向け…職務内容の設定、指導方法に関する助言 など

※ジョブコーチ配置数 703人（17年度末現在）

3 就業面と生活面における一体的な支援（障害者就業・生活支援センター事業）

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援（*）を行う事業。

*主な支援内容

- ①就業支援…就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
求職活動、職場定着支援 など
障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ②生活支援…生活習慣形成、健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言
住居、年金、余暇活動など生活設計に関する助言 など

※18年度 110センター（17年度 90センター）

4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な委託訓練先を開拓し、様々な障害の態様に応じた公共職業訓練を実施。

※18年度 6,300人（17年度 6,000人）

5 企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援（障害者就労支援基盤整備事業）

障害者雇用実績のある企業関係者の知識・経験等を活用して、福祉施設に対し、企業での雇用についての理解の促進、就労支援に関するノウハウの向上を図る事業。

「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。

- 期間 3か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）
- 奨励金 事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月5万円を支給
- 実施数 6,000人（平成18年度）
- 実績 開始者数4,220人、常用雇用移行率82.8%（平成16年度）

